

紙巻たばこ等に係る入国旅客の携帯品免税枠の簡素化

平成29年11月29日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

紙巻たばこ等に係る入国旅客の携帯品免税枠の簡素化①

携帯品免税制度

- 入国旅客が、その入国の際に携帯して輸入する物品については、旅客の通関手続上の便宜を図り、もって国際観光等を促進するため、個人的な使用に供するものに限って一定の範囲内で関税及び内国消費税(酒税・たばこ税を含む)が免除される。

主な免税枠

- ・ 酒類3本
- ・ 香水2オンス
- ・ たばこ(下記参照)
- ・ その他総額20万円以下

たばこの免税枠

- 我が国の入国旅客の携帯品免税枠のうち、紙巻たばこ等の免税枠には、①外国製・日本製、②居住者・非居住者の区分が設けられている。

《現行の免税枠》

紙巻たばこ	入国旅客	
	居住者	非居住者
外国製	200本	400本
日本製	200本	400本

(参考)紙巻たばこの免税枠の変遷

- ① 外国製・日本製の区分は、昭和39年にたばこ専売制の下、それまで輸入が禁止されていた日本製たばこについても「再輸入免税」により免税の適用を可能とするために設けられた。
- ② 居住者・非居住者の区分は、昭和40年の「国際観光往来のための行政上の便宜供与に関するOECD理事会の決定」において「観光客に最低限400本」の免税枠を与えることとされたため設けられた。その後、昭和60年に「旅行者に最低200本」に改正された。

<参考> 諸外国における紙巻たばこの免税枠

諸外国の紙巻たばこの免税枠

- 諸外国においては、①外国製・日本製、②居住者・非居住者の区分は設けられていない。
- 紙巻たばこの免税数量は概ね200本となっている。

(国名)	米国	カナダ	EU	スイス
(免税数量)	200本	200本	200本	250本

(国名)	中国	韓国	豪州	NZ
(免税数量)	400本	200本	25本	50本

(参考) 「観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約」(抄)

締約国は、旅行者の私用に供するために輸入される紙巻たばこを少なくとも200本まで免税するものとされている。ただし、公衆衛生上の必要性等がある場合には例外が認められている。

紙巻たばこ等に係る入国旅客の携帯品免税枠の簡素化②

見直しの必要性

- 我が国の紙巻たばこ等に係る入国旅客の携帯品免税枠は、①外国製・日本製、②居住者・非居住者の区分が設けられ、諸外国と比較しても複雑な免税区分となっており、入国旅客にとって分かりにくく、また、税関にとっても免税の可否の判断に時間がかかり、迅速な通関の妨げとなっている場合がある。
- 今後、入国旅客の一層の増加が見込まれる中、諸外国の免税数量(概ね200本)及び旅客の通関手続上の便宜も考慮しつつ、紙巻たばこ等の携帯品免税枠を簡素化することにより、迅速な通関を実現する必要がある。

見直しの方向性

- 免税枠の区分を撤廃して400本に統合・簡素化した上、3年の経過期間後に免税数量を200本とする。

《現行》

紙巻たばこ	入国旅客	
	居住者	非居住者
外国製	200本	400本
日本製	200本	400本

見直し

《見直し案》

入国旅客	
紙巻たばこ	400本 (3年後に200本)

※葉巻たばこ、その他のたばこについても同様に見直し